

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月30日
【会社名】	カーリットホールディングス株式会社
【英訳名】	Carlit Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 出口 和男
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目17番10号
【電話番号】	03-6893-7070（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 柴田 良明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目17番10号
【電話番号】	03-6893-7070（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 柴田 良明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 154,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年10月30日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	300,000株	154,200,000	
一般募集			
計（総発行株式）	300,000株	154,200,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
514		100株	平成27年11月17日		平成27年11月17日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
カーリットホールディングス株式会社 財務部	東京都中央区京橋一丁目17番10号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
154,200,000		154,200,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

#### (2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の株式給付信託（BBT）運用資金として、みずほ信託銀行㈱に支払う信託報酬（制度対象者の管理費用・給付事務手続に係る費用等）ならびに追加信託金として充当する予定です。なお、支出時期・金額等は、業績達成度及び役員数の増減により変動するため、提出日現在では未定であり、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

(注) 当社とみずほ信託銀行株式会社で信託契約を締結いたしますが、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し資産管理サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となり金銭を信託する相手先となりますので、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当予定先として記載しております。

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成27年10月30日現在のものです。

株式給付信託（BBT）（以下「本制度」といいます。）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対し当社株式または当社株式の時

価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

## (1) 概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社取締役に対し当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役に対し業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。当社取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。当社取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

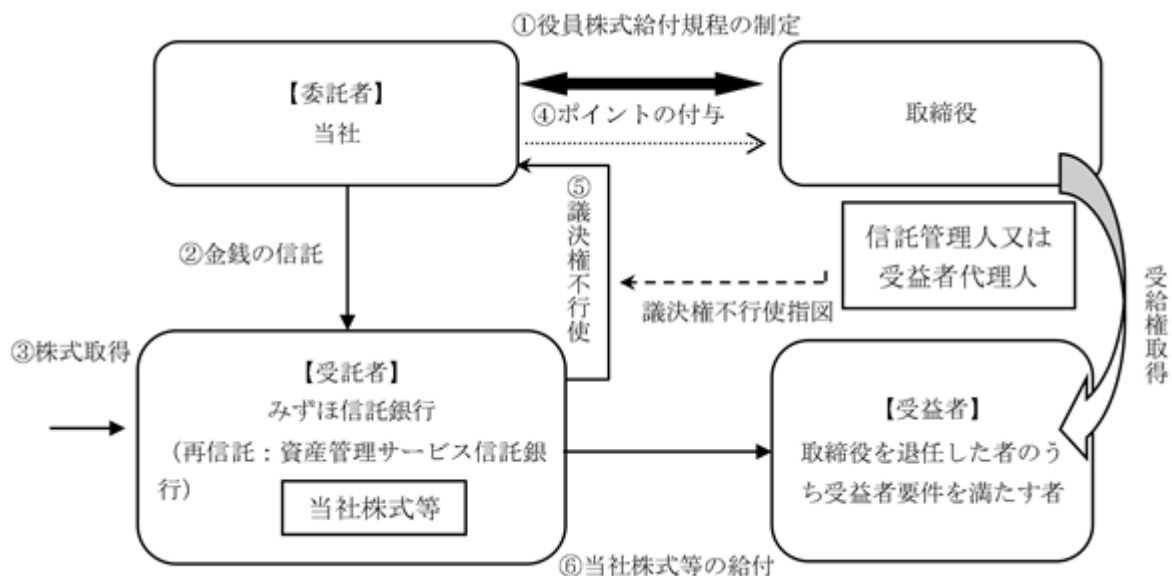
当社は、役員株式給付規程に基づき、取締役に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、役員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度の議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使の指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い一律不行使とします。信託管理人又は受益者代理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者である弁護士が就任します。また、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

## (2) 受益者の範囲

役員株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

### < 株式給付信託（BBT）の概要 >



当社は、平成27年6月26日開催の株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。

当社は、の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を取引市場等を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人又は受益者代理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。

本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付します。

## c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託(BBT)の内容 (1) 概要」に記載しましたとおり、取締役に対して当社株式等を給付し、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお本制度においては、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)を当社が割当予定先として選定したものであります。

## d 割り当てようとする株式の数

300,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成27年11月17日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

## f 払い込みに要する資金等の状況

割当予定先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、役員株式給付規程に基づき取締役将来に給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払い込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。

本制度の議決権行使については、信託管理人又は受益者代理人が信託銀行に対して議決権不行使の指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従い一律不行使とします。なお、信託管理人又は受益者代理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先及びみずほ信託銀行(株)が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先及びみずほ信託銀行(株)が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社及びみずほ信託銀行(株)のホームページ及びディスクロージャー誌等で公開されている情報について、インターネット検索サイト等により調査を行い、それらに掲載されている情報が「反社会的勢力との対決」という企業行動規範の基本方針に反しないことを確認することで、割当予定先及びみずほ信託銀行(株)が特定団体等でないこと及び割当予定先及びみずほ信託銀行(株)が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間（平成27年9月30日から平成27年10月29日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である514円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額514円については、取締役会決議日の直前営業日の終値540円に対して95.2%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均511円（円未満切捨）に対して100.6%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均562円（円未満切捨）に対して91.5%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）が、有利発行に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実を認められない旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、役員株式給付規程に基づく給付予定株式総数に相当するものであり、平成27年9月30日現在の発行済株式総数24,050,000株に対し1.25%（小数点第3位を四捨五入、平成27年9月30日現在の総議決権数236,421個に対する割合1.27%）となりますが、本制度は当社取締役の退任時に当社株式等を交付する制度であり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は当社取締役の中長期的な業績及び株価に対するインセンティブを高め、当社の企業業績向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
みずほ信託退職給付信託丸紅口 再信託受託者資産管理サービス 信託	東京都中央区晴海一丁目8番12 号 晴海アイランドトリトンス クエアオフィスタワーZ棟	1,997,000	8.45	1,997,000	8.34
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	1,554,500	6.58	1,554,500	6.49
日油株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3号	915,000	3.87	915,000	3.82
みずほ信託退職給付信託みずほ 銀行口再信託受託者資産管理 サービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12 号 晴海アイランドトリトンス クエアオフィスタワーZ棟	913,600	3.86	913,600	3.82
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1 番1号	700,000	2.96	700,000	2.92
長瀬産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町5番 1号	700,000	2.96	700,000	2.92
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁 目1番1号	460,000	1.95	460,000	1.92
ダイソー株式会社	大阪府大阪市西区阿波座1丁目 12番18号	419,400	1.77	419,400	1.75
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	405,000	1.71	405,000	1.69
関東電化工業株式会社	東京都千代田区神田淡路町二丁 目105号	400,000	1.69	400,000	1.67
計		8,464,500	35.80	8,464,500	35.35

(注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式391,846株(平成27年9月30日現在)は割当後91,846株となります。

3. ダイソー株式会社は、平成27年10月1日付で社名を「株式会社大阪ソーダ」に変更しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

**第三部【追完情報】****1 設備計画の変更**

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第2期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成27年10月30日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成27年9月末日現在）以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
日本カーリット(株)	群馬県渋川市	化学品	信号炎管設備 (注1)	285,000	253,816	自己資金及び増資資金等	平成26.11	平成27.7	188千本/年増加
			電池試験所設備 (注2)	600,000	-	自己資金及び増資資金等	平成28.4	平成29.3	300チャンネル増加
			過塩素酸アンモニウム製造設備 (注3)	800,000	-	自己資金及び増資資金等	平成28.4	平成29.3	400t/年増加
	群馬県前橋市		水力発電所	2,260,000	-	自己資金及び増資資金等	平成27.11	平成29.5	水力発電設備の更新 (注4)

(注1) 信号炎管（商品名：ロードフレアー）は、高速道路事故処理時に使用する作業用信号炎管のことであります。

(注2) 電池試験とは、リチウムイオン二次電池等のデバイスの寿命及び特性を確認する事業のことであります。

(注3) 過塩素酸アンモニウムとは、H-2型及びH-3型ロケットの推進薬として使用され、当社は国内唯一の過塩素酸アンモニウムメーカーであります。

(注4) 水力発電設備は1954年に稼働、約60年に渡り群馬工場に安価なエネルギー供給を実施して参りました。今回の更新については、平成27年2月26日付「新中期経営計画（2015年度～2018年度）『礎100』～次の100年企業となるための礎作り～について」で開示しております固定価格買取制度（FIT）を利用する予定であります。

**2 事業等のリスクについて**

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年10月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年10月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該将来に関する事項については、その達成を保证するものではありません。

**3 臨時報告書の提出**

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第2期事業年度）の提出日（平成27年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年10月30日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成27年6月29日に以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。



その報告内容は以下のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年 6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

会社法改正に伴い、責任限定契約の範囲の拡充を図るため、定款の変更を行う。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、出口和男、富沢満、廣橋賢一、山本秀雄、小西正恭、大村扶美枝の6氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、六本木英次氏を選任する。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

賞与の金銭支給を廃止し、取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その報酬限度額を1事業年度60百万円とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	148,864	267	0	(注)1	可決(91.6%)
第2号議案	148,833	299	0	(注)2	可決(91.5%)
第3号議案					
出口 和男	147,339	1,792	1	(注)3	可決(90.6%)
富沢 満	148,103	1,028	1		可決(91.1%)
廣橋 賢一	148,111	1,020	1		可決(91.1%)
山本 秀雄	148,117	1,014	1		可決(91.1%)
小西 正恭	148,046	1,085	1		可決(91.1%)
大村 扶美枝	147,982	1,149	1		可決(91.0%)
第4号議案					
六本木 英次	148,631	501	0	(注)3	可決(91.4%)
第5号議案	148,144	983	0	(注)1	可決(91.1%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権の確認ができない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

## 4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「発行済株式総数、資本金等の推移」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年10月30日）までの間において、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成27年7月22日 （注1）	3,000,000	23,600,000	778	1,982	778	1,079
平成27年8月6日 （注2）	450,000	24,050,000	116	2,099	116	1,196

（注1） 公募増資による新株式発行

（注2） 第三者割当による新株式発行

## 5 最近の業績の概要

平成27年10月30日開催の取締役会において承認された第3期第2四半期連結累計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,888	4,571
受取手形及び売掛金	9,976	9,156
商品及び製品	1,830	1,801
仕掛品	514	587
原材料及び貯蔵品	1,586	1,581
その他	1,450	1,451
貸倒引当金	16	13
流動資産合計	18,231	19,135
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,981	7,895
機械装置及び運搬具（純額）	4,846	4,648
土地	5,315	5,316
その他（純額）	431	362
有形固定資産合計	18,574	18,223
無形固定資産		
のれん	670	577
その他	84	77
無形固定資産合計	754	654
投資その他の資産		
投資有価証券	6,465	6,528
その他	977	952
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	7,439	7,477
固定資産合計	26,768	26,356
資産合計	44,999	45,492

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,774	5,158
短期借入金	2,909	3,355
1年内返済予定の長期借入金	1,367	1,526
未払法人税等	181	197
賞与引当金	453	471
その他の引当金	19	-
その他	2,040	1,502
流動負債合計	12,746	12,211
固定負債		
長期借入金	5,499	4,698
退職給付に係る負債	725	710
その他の引当金	126	139
その他	5,277	5,199
固定負債合計	11,627	10,747
負債合計	24,374	22,958
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,204	2,099
資本剰余金	346	1,241
利益剰余金	16,479	16,543
自己株式	264	265
株主資本合計	17,765	19,619
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,654	2,700
繰延ヘッジ損益	1	5
為替換算調整勘定	180	192
退職給付に係る調整累計額	25	25
その他の包括利益累計額合計	2,858	2,913
純資産合計	20,624	22,533
負債純資産合計	44,999	45,492

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第2四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	22,219	22,658
売上原価	19,192	19,380
売上総利益	3,026	3,277
販売費及び一般管理費	2,812	2,840
営業利益	213	437
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	60	74
持分法による投資利益	0	-
雑収入	83	49
営業外収益合計	145	125
営業外費用		
支払利息	41	39
持分法による投資損失	-	0
株式交付費	-	17
たな卸資産廃棄損	40	-
雑損失	22	26
営業外費用合計	105	83
経常利益	254	479
特別利益		
固定資産売却益	274	0
その他	8	-
特別利益合計	283	0
特別損失		
固定資産除却損	7	1
特別損失合計	7	1
税金等調整前四半期純利益	530	478
法人税等	246	212
四半期純利益	283	266
親会社株主に帰属する四半期純利益	283	266

(四半期連結包括利益計算書)  
(第2四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	283	266
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	137	46
繰延ヘッジ損益	33	4
為替換算調整勘定	27	12
退職給付に係る調整額	3	0
その他の包括利益合計	147	55
四半期包括利益	431	321
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	431	321

## (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	530	478
減価償却費	873	842
のれん償却額	92	92
売上債権の増減額（は増加）	81	1,183
たな卸資産の増減額（は増加）	270	36
仕入債務の増減額（は減少）	234	724
その他	323	793
小計	1,054	1,041
法人税等の支払額	540	572
法人税等の還付額	63	308
営業活動によるキャッシュ・フロー	577	776
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	1	-
固定資産の取得による支出	1,559	432
固定資産の売却による収入	693	0
投資有価証券の取得による支出	5	5
投資有価証券の売却による収入	16	-
投資有価証券の償還による収入	37	0
その他	41	90
投資活動によるキャッシュ・フロー	776	345
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,190	445
長期借入金の返済による支出	520	641
社債の償還による支出	10	10
株式の発行による収入	-	1,789
配当金の支払額	205	201
利息の支払額	35	38
長期預り金の返還による支出	82	82
その他	13	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	322	1,248
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	3
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	114	1,683
現金及び現金同等物の期首残高	3,341	2,886
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,456	4,569

## (4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、平成27年7月22日を払込期日とする公募増資及び平成27年8月6日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資を実施致しました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ894百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が2,099百万円、資本剰余金が1,241百万円となっております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	化学品	ボトリング	産業用部材	計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,801	9,333	4,450	21,586	633	22,219
セグメント間の内部売上高 又は振替高	220	-	30	251	1,122	1,374
計	8,022	9,333	4,481	21,837	1,755	23,593
セグメント利益又は損失( )	64	83	232	213	362	575

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主要な製品・サービスは請負工事、塗料・塗装、設計等であり、持株会社である当社を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	213
「その他」の区分の利益	362
セグメント間取引消去	362
四半期連結損益計算書の営業利益	213



当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	化学品	ボト リング	産業用 部材	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,700	8,936	4,285	21,922	735	22,658
セグメント間の内部売上高 又は振替高	176	-	24	200	2,406	2,607
計	8,876	8,936	4,310	22,123	3,142	25,265
セグメント利益	248	108	39	396	1,625	2,022

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主要な製品・サービスは請負工事、塗料・塗装、設計等であり、持株会社である当社を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位: 百万円)

利益	金額
報告セグメント計	396
「その他」の区分の利益	1,625
セグメント間取引消去	1,585
四半期連結損益計算書の営業利益	437

**（重要な後発事象）****重要な事業の譲受**

並田機工(株)の100%子会社であるアジア技研(株)は、平成27年9月18日開催の並田機工(株)の取締役会決議に基づき、平成27年10月1日付でアジア技研(株)が有する事業を譲り受けいたしました。

**1．事業譲受の目的**

当社グループは、3年後に迎える創業100周年に向けた中期経営計画「礎100」を策定し、今年度よりスタートしてきました。「礎100」は次の100年企業となるための礎となる事業基盤の確立を目指すものであり、基本戦略として成長基盤強化、収益基盤強化、グループ経営基盤強化の3つを掲げ取り組んでいます。

今般の事業譲受により、新たにスタッド市場を事業領域に加え、アジア技研(株)が築いてきたブランド価値を活かしながらグループ海外拠点を活用した一層の販路拡大、産業用部材事業の基盤強化、拡大を目指してまいります。

**2．譲り受ける事業の内容**

スタッド及び機械製造販売等

**3．譲渡会社の概要**

- (1) 名称 アジア技研株式会社
- (2) 所在地 福岡県北九州市小倉北区西港町72番地39
- (3) 事業内容 スタッド及び機械製造販売等

**4．譲受け会社の概要**

- (1) 名称 アジア技研株式会社
- (2) 所在地 大阪府大阪市大正区小林西一丁目13番13号
- (3) 設立年月日 平成27年9月16日
- (4) 当社との関係 当社100%子会社である並田機工株式会社の100%子会社

**5．企業結合の法的形式**

事業譲受

**6．譲り受ける資産・負債の額**

現時点では確定しておりません。

**7．譲受け価額**

195百万円

**8．譲受日**

平成27年10月1日

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第2期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第3期第1四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月7日 関東財務局長に提出

上記の提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

カーリットホールディングス株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅原 隆志
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田 英樹
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大金 陽和
--------------------	-------	-------

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカーリットホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カーリットホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、カーリットホールディングス株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、カーリットホールディングス株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

カーリットホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅原 隆志
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田 英樹
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大金 陽和
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカーリットホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カーリットホールディングス株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月7日

カーリットホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 英樹 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大金 陽和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカーリットホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カーリットホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。